

令和6年度「BE KOBE 農産物」地域資源循環・環境保全促進事業公募要領

神戸市経済観光局

第1 事業の目的

「みどりの食料システム戦略」の実現に向け、地域資源循環・環境保全型農業を推進するため、「BE KOBE 農産物」の取組み拡大や認知度向上等に資する機械・資材等の導入を支援する。

第2 事業内容

次に掲げる機械・資材等の導入に係る経費の一部を補助する。

1. 地域資源循環・環境保全に配慮した農業の推進に資する機械・資材等（管理機用マルチャー・生分解性マルチ等）
2. 「BE KOBE 農産物」の認知度向上に資する出荷・PR 資材等（結束テープ・出荷袋等）

第3 事業実施の要件等

補助金交付を受けることができる者（以下、「事業実施主体」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすもの又は特に市長が認めるものとする。

1. 神戸市内に住所を有する農業者（法人、農業者団体を含む）または神戸市内の農地で営農する農業者（法人、農業者団体を含む）であって、かつ、「BE KOBE 農産物運用規程」に基づき市に届出され、受理された者とする。ただし、本要領における「農業者団体」とは、代表者その他の事項について定めた定款または規約を有する組織であることとする。
2. 補助の対象品目については、「BE KOBE 農産物運用規程」に基づき市に届出し、市が受理した野菜（国の生産・出荷の統計で指定されているもの）、果樹、花卉（苗木を含む）、米、麦、雑穀とする。

第4 成果目標

上記第2の事業内容1～2の各機械・資材等を導入する場合の成果目標は、次のとおりとする。

1. 事業内容1の機械・資材等については、以下のいずれかを満たすこと。
 - ア. 導入する機械・資材等を原則10日間／年以上使用すること。
 - イ. 導入する機械・資材等の普及・啓発に取り組むこと。
(例：事業申請者が所属する出荷グループ等における情報共有・無償貸与 など)
 - ウ. 事業実施主体が管理する農地（作業受託を含む）の1割以上において、導入する機械等を事業実施年度内から使用すること。
2. 事業内容2の資材については、以下を満たすこと。
 - ア. 消費者に対する「BE KOBE 農産物」の認知度向上につながる取組み（イベント参加、販売店舗等でのキャンペーン等）を2回以上実施する。

第5 補助率及び補助金額

補助率及び補助金額は総事業費の80%を上限とし、原則として1事業あたり25万円を上限とする。ただし、事業実施主体が第3条の要件を満たす農業者団体である場合は、1事業あたり100万円を上限とする。また、複数の農業者団体により構成される連合体であり、かつ、その事業内容が当該事業の目的を達成するために著しく効果があると認められる場合は、1事業あたり200万円を上限に、予算の範囲内で補助金を交付することができる。なお、千円未満の端数は切り捨てるものとし、いずれも審査により減額査

定を行うことがある。

第6 募集方法

市ホームページ等において募集する。また、事業対象者に通知する。

第7 スケジュール

1. 募集期間 令和6年8月27日（火）～令和6年9月11日（水）
2. 審査期間 令和6年9月下旬（事情により変更することがある。）
3. 審査結果の通知 令和6年10月上旬（事情により変更することがある。）

第8 申請方法

事業の実施を希望する者は、次のとおり申請の手続きを行うこととする。

なお、提出書類については返却しない。

1. 提出書類

- (1) 応募申請書（公募要領様式第1号）
- (2) 事業計画書 個人用（公募要領様式第2-1号）、団体用（公募要領様式第2-2号）
- (3) 収支予算書（公募要領様式第3号、参考様式）
- (4) 導入する機械・資材等の設計書（見積書、カタログ等）・その他必要書類

2. 提出方法

下記に、提出書類を持参、郵送、E-mail のいずれかにより提出すること。

3. 提出先

〒651-0087

神戸市中央区御幸通 6-1-12 三宮ビル東館 3階

神戸市経済観光局農水産課

E-mail : nousan_engei@office.city.kobe.lg.jp

4. 受付期間

令和6年8月27日（火）～令和6年9月11日（水）必着

ただし、持参の場合は、上記期間の平日、午前9時～正午、午後1時～午後5時とする。

第9 審査

補助金交付対象者の審査については、別に定める「BE KOBE 農産物」地域資源循環・環境保全促進事業審査要領（以下「審査要領」という。）に基づいて行うこととする。なお、審査の経過については公表しない。

第10 補助金交付申請書等様式

本事業で使用する様式は、第8のほか下記の様式とする。

1. 補助金交付申請書（経済観光局農政関係所管補助事業等の交付に関する要綱（以下、「交付要綱」という。）様式第1号）
2. 交付決定内容変更承認申請書（交付要綱様式第16号）
3. 事業達成状況報告書（公募要領様式第4号）

第11 その他

本事業の実施に関し必要な事項は、この要領に定めるもののほか、「BE KOBE 農産物」地域資源循環・環境保全促進事業実施要領、審査要領、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号）及び交付要綱に定める。

<問い合わせ先>

神戸市中央区御幸通 6-1-12 三宮ビル東館 3階 神戸市経済観光局農水産課

TEL : 078-984-0379 FAX : 078-984-0378